

令和7年度税制改正等について

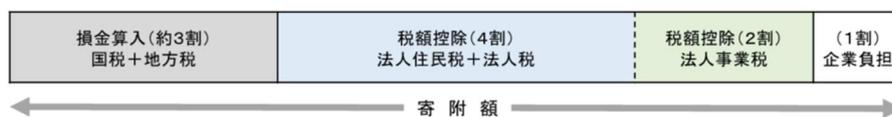
1. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長について

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法人税割額及び法人事業税額の特別控除制度について、その適用期限を3年延長することとされました。(令和10年3月31日まで)

制度概要

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)に係る税額を控除。
- 令和2年度より、税の軽減効果は寄附額の最大約9割となっている。
 - ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)。
※ 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除(寄附額の1割等が上限)。
 - ② 法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)。

(税負担軽減のイメージ)



2. リース会計基準の見直しに伴う所要の措置について

令和6年9月に公表されたリースに関する会計基準(企業会計基準第34号)では、借手のオペレーティング・リース取引に係る会計処理について、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額(現行：均等な単一のリース費用)を費用として計上するよう見直しを行うこととされましたが、税制上は、従前の取り扱いとするよう所要の措置を講ずることとされました。

具体的には、法人税において所得の計算に係る規定の整備が行われることを踏まえ、法人住民税・事業税において法人税に準じた措置を講ずるほか、事業税付加価値割の課税標準の算定について、法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が賃借権等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される部分の金額は、その損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とする等とされました。

(注) 上記の「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうちリース取引(ファイナンス・リース取引)以外のものをいう。

◎新リース会計基準(企業会計基準第34号)におけるオペレーティング・リース取引に係る借手の会計処理

オペレーティング・リース取引(資産の賃貸借取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のもの)について、使用権資産とリース負債を貸借対照表に計上するとともに、借手のリースの費用配分の方法については、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上することとする。

※新リース会計基準は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から早期適用、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から強制適用される。

[貸借対照表(B/S)]

オフバランス			
資産	負債	使用権資産	リース負債
純資産	純資産		

現行の会計基準 → 新会計基準

[損益計算書(P/L)]

費用	費用
支払リース料	利息相当額 減価償却費

現行の会計基準 → 新会計基準

【法人住民税・事業税における対応】

- 法人住民税・事業税においても、法人税に準じた措置を講ずる。
- 事業税付加価値割について、オペレーティング・リース取引の対価として支払うリース料のうち法人税の所得の計算上損金に算入される金額を、その損金の額に算入される事業年度の「支払賃借料」とするほか、純支払賃借料・純支払利子の算定における取扱いの明確化等を行う。

3. グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)の法制化に伴う対応

今般、法人税において、軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)及び国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)の法制化を行うことを踏まえ、所要の措置を講ずることとされました。

具体的には、軽課税所得ルールへの対応として各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(仮称)が、国内ミニマム課税への対応として各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)が創設されることを踏まえ、法人住民税の計算の基礎となる法人税額にこれらの額を含まないこととする等の措置を講ずることとされました。

(注)上記の改正は、令和8年4月1日から施行することとされる。

国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」2本の柱について

- **市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加**
 - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、**市場国で課税が行えない問題**が顕在化。
- **低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き**
 - **法人税の継続的な引下げ**により各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において**企業間の公平な競争条件を阻害**。

- **OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」**(現在は147か国・地域が参加)において議論が進められ、**2021年10月、2本の柱による解決策に合意**。
- **2023年7月、交渉成果をアウトカム・ステートメントとして公表**(142か国・地域が合意)。

現在の状況

- **「第1の柱」(市場国への新たな課税権の配分)**
 - 2023年10月、「第1の柱」の多数国間条約の案文を公表。
 - 早期署名開放を目指し、移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化(利益B)とパッケージで交渉中。
- **「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)**
 - 国内法での対応が求められており、各国において法制化が進行中。
 - 日本においては、所得合算ルール(IIR)を法制化済。軽課税所得ルール(UTPR)及び国内ミニマム課税(QDMTT)についても法制化を検討。

「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)の導入への対応(案)

- グローバル・ミニマム課税の導入への対応については以下のとおり(令和5年度税制改正で整理済)。
 - **IIR(所得合算ルール)・UTPR(軽課税所得ルール)**

外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの応益性が観念できないため、法人税による税額と地方法人税による税額が907:93の比率となるよう制度を措置。
 - **QDMTT(国内ミニマム課税)**

内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、応益性が観念できること等を踏まえるとともに、簡素な制度とする観点から、法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収。法人税による税額と地方法人税による税額が753:247の比率となるよう制度を措置。

※ IIRについては、令和6年4月以後に開始する対象会計年度から適用開始。
※ UTPR及びQDMTTについては、令和8年4月以後に開始する対象会計年度から適用開始。